

管理コード	提案事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	提案の 分類	提案の 内容	各府県庁からの検討要請に対する回答	再検討事項	提案主体からの意見	「提案 の分類」 の 変更し	「提案 の内容」 の 変更し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要 請	提案主体からの再意見	「提案 の分類」 の 変更し	「提案 の内容」 の 変更し	各府県庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府県庁
200010	保育所型認定こども園の有効期間の短縮の廃止		保育所型認定こども園の認定に 関する 法律、省令等の法令が 保育の推進に関する法 律第9条	保育所型認定こども園の認定に 関する 法律、省令等の法令が 保育の推進に関する法 律第9条	・ H25.4.1現在兵庫県下41市町村のうち特種児童がある市町村は11市町村で、約3/4の市町村には特種児童がないことから、いわゆる保育所型特種児童があることを考慮しても、一律に保育需要の増減を基盤として有効期間を定める必要はない。 ・ 加えて、今後ますます少子化が進むれば、保育需要の減少が見込まれており、当該認定こども園の廃止は、保育所に移行することで対応が可能。 ・ 認定こども園として運営できないほど保育需要が増加するのではなく、保育所単体として保育所型認定こども園が行けず、幼保連携型認定こども園に移行することも可能であるが、幼保連携型認定こども園は有効期間規定の対象とならないこととされており、保育所型認定こども園だけが有効期間規定の対象となることは整合性に欠ける。	C	I	各府県庁からの検討要請に対する回答 兵庫県は、大規模保育施設を 保育所として認定する ことにより、保育 需要の増減を 基盤として有効 期間を定める ことには不 整合性がある ため、再考を 要する。また、 認定こども園 として認定し て運営するこ とにより、保 育需要の増減 を基盤として 有効期間を 定めることは 整合性に欠 ける。	再検討事項 認定こども園 の有効期間 の短縮の廃止 が、保育の 推進に関する 法律第9条に 基づき、国 が定めること とされている ため、再考を 要する。	兵庫県は、大規模保育施設を 保育所として認定する ことにより、保育 需要の増減を 基盤として有効 期間を定める ことには不 整合性がある ため、再考を 要する。また、 認定こども園 として認定し て運営するこ とにより、保 育需要の増減 を基盤として 有効期間を 定めることは 整合性に欠 ける。	C	I	各府県庁からの再検討要請に対する回答 兵庫県は、大規模保育施設を 保育所として認定する ことにより、保育 需要の増減を 基盤として有効 期間を定める ことには不 整合性がある ため、再考を 要する。また、 認定こども園 として認定し て運営するこ とにより、保 育需要の増減 を基盤として 有効期間を 定めることは 整合性に欠 ける。	再々検討要 請 兵庫県は、大規模保育施設を 保育所として認定する ことにより、保育 需要の増減を 基盤として有効 期間を定める ことには不 整合性がある ため、再考を 要する。また、 認定こども園 として認定し て運営するこ とにより、保 育需要の増減 を基盤として 有効期間を 定めることは 整合性に欠 ける。	兵庫県は、大規模保育施設を 保育所として認定する ことにより、保育 需要の増減を 基盤として有効 期間を定める ことには不 整合性がある ため、再考を 要する。また、 認定こども園 として認定し て運営するこ とにより、保 育需要の増減 を基盤として 有効期間を 定めることは 整合性に欠 ける。	C	I	各府県庁からの再々検討要請に対する回答 兵庫県は、大規模保育施設を 保育所として認定する ことにより、保育 需要の増減を 基盤として有効 期間を定める ことには不 整合性がある ため、再考を 要する。また、 認定こども園 として認定し て運営するこ とにより、保 育需要の増減 を基盤として 有効期間を 定めることは 整合性に欠 ける。	プロジェクト名 認定こども園の有効期間の短縮の廃止	1 0 1 0 5 0	兵庫県	兵庫県	厚生労働省 文部科学省